

触法調査関係事項照会等取扱要領の改正について

令和 3 年 3 月 3 1 日
大 通 達 甲（人 少） 第 6 号
生活安全部長から本部各所属
長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、触法少年に係る事件及びぐ犯少年に係る事件の調査における適正な取扱いを図るため、その管理、手続等に関し、必要な事項を定めたものである。